

いじめ防止基本方針

北谷町立北谷小学校

1. 基本的な考え方

本方針は、いじめ防止対策推進法第十三条をうけて、本校の全児童が安心かつ充実した 学校生活を送ることができるよう、策定するものとする。

いじめ防止に向けての基本姿勢としては、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するものとする。そのためには、日常的な児童とのかかわり等を通じた児童理解 はもちろん、いじめはどの児童にも起こりうるという認識を全職員がもち、いじめの未然防止 に努める必要がある。

2. いじめ防止のための組織・体制として

校内においては、生徒指導部会と併設して「いじめ防止委員会」を設置する。委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、各学年の生徒指導担当、当該学級担任とする。また、必要に応じて、教育相談担当、道徳推進教員、心の相談員、スクールカウンセラーとの連携を図る。

その他としては、PTA 会長、青少年支援センター職員、地域の自治会職員や民生委員 等、地域との連携体制を整える。

3. いじめの防止について

(1) 児童へのかかわり

- ①教育課程全体の中で、児童理解に努めるとともに、個々のモラルの育成を図る。
- ②場面設定【ロールプレイング等】を通して、いじめられた側の心の痛みを共感させる。
- ③「人権の日（毎月第1火曜日）」の指導を計画的、組織的に実施する。

(2) 教師の意識啓発

- ①理論研修等を通して、いじめ防止について学校全体で共通理解を図る。
- ②日常的に児童とのかかわり、様子や状況を把握する。
(朝の活動における児童観察、一人一人への声かけ等)
- ③アンケート等を通して、児童の学校生活に関する実態把握をする。

(3) 保護者との連携

- ①児童理解支援システムを活用し、児童の様子についての共通認識をもつ。
- ②気になる児童や事案について早期に連絡を取り合い、保護者とともに児童を見守る体制をつくる。
- ③いじめについての共通認識をもつための説明機会（懇談会、学校だより等）をもつ。

4. いじめの早期発見について

- (1) 学級、学年の全体の輪の中に入れない児童、一人での行動が多い児童への声かけをする。
- (2) 児童のグループでの活動や遊びの中で、児童同士の格付けや特定の児童へのからかいなどがいないかを観察する。
- (3) 教育相談や学校生活におけるアンケート等による情報収集を行う。
- (4) 児童の持ち物の紛失があった場合、関係職員と連携して、慎重な対応をする。
- (5) 欠席状況等気になる児童については、保護者等との連絡相談を密に行う。

5. いじめに対する措置について

(1) 初期対応として

いじめについての事実確認を行い、校長、教頭へ速やかに報告をする。その後、校内いじめ防止委員会等において、対策について話し合い、迅速な対応を心がける。児童の様子や指導の状況については、必要に応じて職員会議や部会等を通して、職員全体の共通理解を図る。

(2) 被害児童への対応

- ①児童の気持ち、苦しみに共感し、「いじめから守る体制づくりを約束するなど、安心して学校生活を送ることができるようにする。当該児童や保護者の要望受けとめる。
- ②当該児童の様子を経過観察し、カウンセリングを実施するなど、心のケアに努める。

(3) 加害児童への対応

- ①事実確認をしっかり行い、相手児童の心の痛みや苦しみに理解させる。
- ②いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度をもって、「決してやってはいけない」とうことを指導する。
- ③加害児童の心のケアも必要と考えられることから、児童の心に寄り添った指導を心がけ、児童の様子を経過観察する。

(4) 連携について

- ①双方の保護者との連携を密にし、適時、適切な指導、支援を実施する。
- ②校外での見守りとして、地域との連携を図る。

6. 重大事態への対応

- (1) 双方の児童を即時保護し、心身の状態を確認する。
- (2) 事実確認したことを速やかに教育委員会に報告し、今後の調査や対応について協議する。
- (3) いじめの内容によっては、警察や児童相談所等の関係機関と連携して適切な援助を求めるなど、慎重かつ迅速な対応を行う。

7. 年間計画

月	内 要	備 考
4 通年	<ul style="list-style-type: none"> ○校内いじめ防止委員会の立ち上げ ○「いじめに関するアンケート」調査の実施 ○調査の分析・考察、今後の対応の検討 ○「いじめ発見チェックシート」の作成等、効果的ないじめ防止対策を行う。 ※毎月巡回教育相談員の訪問指導 ※毎月第1火曜日の「人権の日」を活用した指導を計画的、組織的に実施する。 ※保護者会や学校だより等で、いじめ防止の周知を行う。 ※対応時には、当該児童や保護者へのケア、カウンセリング等を継続的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止について ◇いじめ防止委員会等においていじめ対応の方針等の確認 ◇気になる児童や学年・学級の実態についてまとめる。 ◇いじめアンケート毎月実施 ◇部会での検討事項やアンケート等の結果・分析・考察については、全体会で共通確認を図る。